

選挙における所属政党等誤認防止法案

【公職選挙法の改正】

<立法の背景・趣旨>

選挙において、他の政党と同名の政治団体に所属する候補者が用いたポスターの表示等によって、当該候補者が当該他の政党に所属すると誤認して投票した有権者もいたのではないかとされている事例がある。

→ 選挙人の公正な判断を誤らせる原因となるような行為である、公職の候補者の政党への所属等に関し誤認させることを意図した行為が行われないうようにする必要がある。

何人も、当選を得又は得させる目的をもって

①公職の候補者の身分、職業若しくは経歴

②その者の政党その他の団体への所属

③衆議院小選挙区選挙におけるその者に係る政党の候補者の届出

④参議院比例代表選挙におけるその者に係る政党等の届出 又は

⑤その者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持

に関し選挙人を誤認させることを意図した行為をしてはならないものとする。

※ 上記に違反した場合についての新たな罰則は設けない。なお、虚偽の事項を公にした場合には、従来どおり罰則の対象となる（2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金）。